

議案第64号

城里町印鑑条例の一部を改正する条例について

城里町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町印鑑条例の一部を改正する条例

第1条 城里町印鑑条例（平成17年城里町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第12条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機器であって、当該端末機器の操作により印鑑登録証明書等を発行できる機能を有するものをいう。）に必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第2条 城里町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

町長は、印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）に変更があったことを知ったときは、職権により当該登録事項を修正するものとする。

第12条の2中「記録されているものに限る。」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は令和3年3月1日から適用する。

城里町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第12条（略）</p> <p><u>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</u></p> <p><u>第12条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機器であって、当該端末機器の操作により印鑑登録証明書を発行できる機能を有するものをいう。）に必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>（追加）</p> <p>（以下略）</p>

城里町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第9条（略） （登録事項の修正）</p> <p>第10条 町長は、<u>印鑑登録原票の登録事項（印影を除く。）に変更があったことを知ったときは、職権により当該登録事項を修正するものとする。</u></p> <p><u>2（削除）</u></p> <p>第11条・第12条（略） （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第12条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）<u>又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）</u>を用いて、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機器であつて、当該端末機器の操作により印鑑登録証明書を発行できる機能を有するものをいう。）に必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （登録事項の修正）</p> <p>第10条 <u>印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録原票の登録事項のうち、住所等について変更しようとするときは、登録事項変更届により、速やかに町長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 町長は、前項の届出があつたときは審査の上、又は印鑑登録原票に登録されている事項に変更があることを知ったときは職権により、当該事項を修正するものとする（登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。）</u></p> <p>第11条・第12条（略） （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第12条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機器であつて、当該端末機器の操作により印鑑登録証明書を発行できる機能を有するものをいう。）に必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>（以下略）</p>

議案第65号

城里町監査委員条例の一部を改正する条例について

城里町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町監査委員条例の一部を改正する条例
城里町監査委員条例（平成17年城里町条例第23号）の一部を次のように改正する。
第5条中「10日」を「20日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

城里町監査委員条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第4条 (略) (現金出納の検査)</p> <p>第5条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月<u>20</u>日に行う。ただし、その日が城里町の休日を定める条例(平成17年城里町条例第2号)に定める町の休日に当たるとき、又は特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第4条 (略) (現金出納の検査)</p> <p>第5条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月<u>10</u>日に行う。ただし、その日が城里町の休日を定める条例(平成17年城里町条例第2号)に定める町の休日に当たるとき、又は特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p>

議案第66号

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
城里町使用料及び手数料条例（平成17年城里町条例第53号）を次のように改正する。
別表第5中

グラウンド	9：00～17：00	1,500円	1面1時間あたりの 金額（町民団体等 のみ利用可）
-------	------------	--------	---------------------------------

を

グラウンド	9：00～17：00 ただし、7月1日から9月 30日までは、8：30～18：30 とする。	1,500円	1面1時間あたりの 金額（町民団体等 のみ利用可）
-------	---	--------	---------------------------------

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				現 行			
(本則略)				(本則略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (第2条関係) ~別表第4 (略)				別表第1 (第2条関係) ~別表第4 (略)			
別表第5 (第2条関係)				別表第5 (第2条関係)			
城里町七会町民センター				城里町七会町民センター			
区分	利用時間	金額	摘要	区分	利用時間	金額	摘要
ミーティングルーム	9:00~ 17:00	1,020円	1室1時間あたりの金額 (町内在住者は無料)	ミーティングルーム	9:00~ 17:00	1,020円	1室1時間あたりの金額 (町内在住者は無料)
	17:00~ 22:00	1,230円	〃		17:00~ 22:00	1,230円	〃
会議室・食堂・資料室(1F・2F)・ 研修室	9:00~ 17:00	510円	〃	会議室・食堂・資料室(1F・2F)・ 研修室	9:00~ 17:00	510円	〃
	17:00~ 22:00	610円	〃		17:00~ 22:00	610円	〃
体育館	9:00~ 17:30	3,240円	左記時間内の金額	体育館	9:00~ 17:30	3,240円	左記時間内の金額
	17:30~ 22:00	3,240円	〃		17:30~ 22:00	3,240円	〃
グラウンド	9:00~ 17:00 <u>ただし、7月1日から 9月30日まで、8: 30~18:30とする。</u>	1,500円	1面1時間あたりの金額 (町民団体等のみ利用可)	グラウンド	9:00~ 17:00	1,500円	1面1時間あたりの金額 (町民団体等のみ利用可)
トレーニングルーム	9:00~	無料	町内在住者	トレーニングルーム	9:00~	無料	町内在住者

ム	22:00	300円	町内勤務者（1日あたりの金額）
シャワールーム	10:00～ 22:00	500円	1団体1時間あたりの金額
バーベキューサイト ト入場料	10:00～ 15:00	220円	1人あたりの金額 （3歳未満は無料）
バーベキューサイト	10:00～ 15:00	1,650円	1カ所あたりの金額 免除対象外
うどん・そば・こんにゃく加工	10:00～ 15:00	1,650円	免除対象外

（以下略）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

ム	22:00	300円	町内勤務者（1日あたりの金額）
シャワールーム	10:00～ 22:00	500円	1団体1時間あたりの金額
バーベキューサイト ト入場料	10:00～ 15:00	220円	1人あたりの金額 （3歳未満は無料）
バーベキューサイト	10:00～ 15:00	1,650円	1カ所あたりの金額 免除対象外
うどん・そば・こんにゃく加工	10:00～ 15:00	1,650円	免除対象外

（以下略）

議案第67号

城里町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について

城里町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(土地改良区からの徴収)

第3条 前条第1項に規定する者から経費を徴収する場合において、その者が当該事業の施工に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する賦課金に代えて、その土地改良区から、その同意を得てこれに相当する額の経費を徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条・第2条 (略) <u>(土地改良区からの徴収)</u> 第3条 <u>前条第1項に規定する者から経費を徴収する場合において、その者が当該事業の施工に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する賦課金に代えて、その土地改良区から、その同意を得てこれに相当する額の経費を徴収することができる。</u> (特別徴収金) 第4条 <u>法第96条の4第1項において準用する法第36条の3第1項の規定に基づく特別徴収金を徴収する。</u> (賦課徴収に対する審査請求) 第5条 (略) (緊急の場合の特例) 第6条 <u>法第96条の4第1項において準用する法第87条の5第1項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。</u> (賦課徴収の延期等) 第7条 (略) (委任) 第8条 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第1条・第2条 (略) (追加) (特別徴収金) 第3条 <u>法第96条の4第1項において準用する法第36条の2第1項の規定に基づく特別徴収金を徴収する。</u> (賦課徴収に対する審査請求) 第4条 (略) (緊急の場合の特例) 第5条 <u>法第96条の4第1項において準用する法第88条第1項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。</u> (賦課徴収の延期等) 第6条 (略) (委任) 第7条 (略)</p>

議案第68号

城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例について

城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和 5 年城里町条例 号

城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例

城里町土地開発事業の適正化に関する条例（平成 17 年城里町条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 項を第 7 項とし、第 2 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 この条例において「宅地開発事業」とは、居住の用に供することを目的とした、宅地分譲事業、集合住宅及び戸建住宅の建設を伴う一団の土地の区画形質の変更に
関する事業をいう。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、前条第 2 項に掲げる宅地開発事業にあつては 0.3 ヘクタール以上の一団の土地開発事業について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

城里町土地開発事業の適正化に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 この条例において「宅地開発事業」とは、居住の用に供することを目的とした、宅地分譲事業、集合住宅及び戸建住宅の建設を伴う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する土地開発事業を除き0.2ヘクタール（土採取事業にあつては0.2ヘクタール又は2,000立方メートル）以上の一団の土地開発事業について適用する。<u>ただし、前条第2項に掲げる宅地開発事業にあつては0.3ヘクタール以上の一団の土地開発事業について適用する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> (施行規則)</p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</u></p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略) (追加)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する土地開発事業を除き0.2ヘクタール（土採取事業にあつては0.2ヘクタール又は2,000立方メートル）以上の一団の土地開発事業について適用する。</p> <p>(以下略)</p>

議案第69号

城里町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
城里町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

令和5年城里町条例第 号

城里町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(城里町税条例の一部改正)

第1条 城里町税条例(平成17年城里町条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料,」を削る。

第21条の見出しを削り、同条を次のように改める。

第21条 削除

(城里町税外諸収入の滞納金, 督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 城里町税外諸収入の滞納金, 督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年城里町条例第54号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

城里町税外諸収入の滞納金及び延滞金徴収条例

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中「前条の規定により」を「税外諸収入金の徴収につき,」に改め、「督促手数料及び」を削る。

(城里町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 城里町後期高齢者医療に関する条例(平成20年城里町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(城里町介護保険条例の一部改正)

第4条 城里町介護保険条例(平成17年城里町条例第115号)の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

(城里町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第5条 城里町法定外公共物の管理に関する条例(平成17年城里町条例第141号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し及び同条第1項中「督促手数料及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「, 督促手数料」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

(城里町商店街灯等撤去事業分担金徴収条例の一部改正)

第6条 城里町商店街灯等撤去事業分担金徴収条例(平成29年城里町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「, 督促手数料」を削る。

(城里町営住宅管理条例の一部改正)

第7条 城里町営住宅管理条例(平成17年城里町条例第144号)の一部を次のように改正する。

第65条を次のように改める。

第65条 削除

(城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第8条 城里町特定公共賃貸住宅管理条例(平成17年城里町条例第146号)の一部を次のように改正する。

第31条を次のように改める。

第31条 削除

(城里町営徳蔵住宅管理条例の一部改正)

第9条 城里町営徳蔵住宅管理条例(平成17年城里町条例第157号)の一部を次のように改正する。

第31条を次のように改める。

第31条 削除

(城里町公共下水道条例の一部改正)

第10条 城里町公共下水道条例(平成17年城里町条例第135号)の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

(城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第11条 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年城里町条例第136号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正)

第12条 城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成17年城里町条例第138号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

(城里町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第13条 城里町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例(平成17年城里町条例第139号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

城里町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>城里町税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第49号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条—第6条）</p> <p>第2節 賦課徴収（第7条—第22条）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税（第23条—第53条の12）</p> <p>第2節 固定資産税（第54条—第79条）</p> <p>第3節 軽自動車税（第80条—第91条）</p> <p>第4節 町たばこ税（第92条—第102条）</p> <p>第5節 鉱産税（第103条—第130条）</p> <p>第6節 特別土地保有税（第131条—第140条の7）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税（第141条—第151条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>（課税の根拠）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>城里町税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第49号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条—第6条）</p> <p>第2節 賦課徴収（第7条—第22条）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 町民税（第23条—第53条の12）</p> <p>第2節 固定資産税（第54条—第79条）</p> <p>第3節 軽自動車税（第80条—第91条）</p> <p>第4節 町たばこ税（第92条—第102条）</p> <p>第5節 鉱産税（第103条—第130条）</p> <p>第6節 特別土地保有税（第131条—第140条の7）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税（第141条—第151条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>（課税の根拠）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（用語）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

- (1) (略)
(2) 徴収金 町税並びにその延滞金, 過少申告加算金, 不申告加算金, 重加算金及び滞納処分費をいう。
(3)・(4) (略)

第3条～第6条 (略)
第2節 賦課徴収
第7条～第20条 (略)

第21条 削除

第22条 (略)

第2章 普通税

第1節 町民税

第23条～第53条の12 (略)

第2節 固定資産税

第54条～第79条 (略)

第3節 軽自動車税

第80条～第91条 (略)

第4節 町たばこ税

第92条～第102条 (略)

第5節 鉦産税

第103条～第109条から第130条まで (略)

第6節 特別土地保有税

第131条～第140条の7 (略)

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第151条 (略)

- (1) (略)
(2) 徴収金 町税並びにその督促手数料, 延滞金, 過少申告加算金, 不申告加算金, 重加算金及び滞納処分費をいう。
(3)・(4) (略)

第3条～第6条 (略)
第2節 賦課徴収
第7条～第20条 (略)

(督促手数料)

第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

第22条 (略)

第2章 普通税

第1節 町民税

第23条～第53条の12 (略)

第2節 固定資産税

第54条～第79条 (略)

第3節 軽自動車税

第80条～第91条 (略)

第4節 町たばこ税

第92条～第102条 (略)

第5節 鉦産税

第103条～第109条から第130条まで (略)

第6節 特別土地保有税

第131条～第140条の7 (略)

第3章 目的税

第1節 入湯税

第141条～第151条 (略)

附 則

第 1 条～第25条 (略)

別表第 1 ・ 別表第 2 (略)

附 則

第 1 条～第25条 (略)

別表第 1 ・ 別表第 2 (略)

城里町税外諸収入の滞納金，督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>城里町税外諸収入の滞納金及び延滞金徴収条例 平成17年2月1日 条例第54号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 削除</p> <p>(延滞金)</p> <p>第3条 <u>税外諸収入金の徴収につき，督促状を発した場合は，町長又は町長の委任を受けた職員は，督促状の指定期限の翌日から完納までの日数に応じて滞納金につき年14.6パーセント（当該納期限までの期間及び当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については7.3パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を滞納金と同時に徴収しなければならない。</u></p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則 1～3 (略)</p>	<p>城里町税外諸収入の滞納金，<u>督促手数料</u>及び延滞金徴収条例 平成17年2月1日 条例第54号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(<u>督促手数料</u>)</p> <p>第2条 <u>税外諸収入金の徴収につき，督促状を発した場合には，督促手数料として1通につき100円を徴収する。ただし，やむを得ない理由があると認める場合においては，これを徴収しない。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第3条 <u>前条の規定により督促状を発した場合は，町長又は町長の委任を受けた職員は，督促状の指定期限の翌日から完納までの日数に応じて滞納金につき年14.6パーセント（当該納期限までの期間及び当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については7.3パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を督促手数料及び滞納金と同時に徴収しなければならない。</u></p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>附 則 1～3 (略)</p>

城里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
城里町後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月25日 条例第14号	城里町後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月25日 条例第14号
目次 第1章 町が行う後期高齢者医療の事務（第1条・第2条） 第2章 保険料の徴収（第3条—第6条） 第3章 罰則（第7条—第9条） 第4章 雑則（第10条） 附則 第1章 町が行う後期高齢者医療の事務 第1条・第2条 （略） 第2章 保険料の徴収 第3条・第4条 （略） 第5条 削除 （延滞金） 第6条 （略） 第3章 罰則 第7条～第9条 （略） 第4章 雑則 （委任） 第10条 （略） 附 則 第1条・第2条 （略）	目次 第1章 町が行う後期高齢者医療の事務（第1条・第2条） 第2章 保険料の徴収（第3条—第6条） 第3章 罰則（第7条—第9条） 第4章 雑則（第10条） 附則 第1章 町が行う後期高齢者医療の事務 第1条・第2条 （略） 第2章 保険料の徴収 第3条・第4条 （略） <u>（保険料の督促手数料）</u> 第5条 <u>保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。</u> （延滞金） 第6条 （略） 第3章 罰則 第7条～第9条 （略） 第4章 雑則 （委任） 第10条 （略） 附 則 第1条・第2条 （略）

城里町介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>城里町介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第115号</p> <p>目次</p> <p>第1章 この町が行う介護保険（第1条）</p> <p>第2章 保険料（第2条—第12条）</p> <p>第3章 罰則（第13条—第17条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 この町が行う介護保険 （この町が行う介護保険）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2章 保険料</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p><u>第8条 削除</u></p> <p>第9条～第12条 （略）</p> <p>第3章 罰則</p> <p>第13条～第17条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 （略）</p>	<p>城里町介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第115号</p> <p>目次</p> <p>第1章 この町が行う介護保険（第1条）</p> <p>第2章 保険料（第2条—第12条）</p> <p>第3章 罰則（第13条—第17条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 この町が行う介護保険 （この町が行う介護保険）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2章 保険料</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p><u>（保険料の督促手数料）</u></p> <p><u>第8条 保険料の督促手数料は、督促状一通につき100円とする。</u></p> <p>第9条～第12条 （略）</p> <p>第3章 罰則</p> <p>第13条～第17条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 （略）</p>

城里町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第5条関係）

改正後	現 行
<p>城里町法定外公共物の管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第141号</p> <p>第1条～第18条（略） （延滞金等）</p> <p>第19条 町長は、占有者等が使用料等を納付期限までに完納しない場合は、延滞金を徴収することができる。</p> <p>（削除）</p> <p><u>2</u> 第1項の延滞金は、納付すべき使用料等の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から使用料等の額（1,000円未満の端数金額は、切り捨てる。）に城里町税外諸収入の滞納金及び延滞金徴収条例（平成17年城里町条例第54号）第3条の規定において定めた率により計算した額とする。この場合において、使用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる使用料等の額は、その納付のあった使用料等の額を控除した額とする。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p>第20条～第25条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>別表 （略）</p>	<p>城里町法定外公共物の管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第141号</p> <p>第1条～第18条（略） （督促手数料及び延滞金等）</p> <p>第19条 町長は、占有者等が使用料等を納付期限までに完納しない場合は、<u>督促手数料及び延滞金を徴収することができる。</u></p> <p><u>2 前項の督促手数料は、1件につき100円とする。</u></p> <p><u>3</u> 第1項の延滞金は、納付すべき使用料等の額が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から使用料等の額（1,000円未満の端数金額は、切り捨てる。）に城里町税外諸収入の滞納金、<u>督促手数料及び延滞金徴収条例</u>（平成17年城里町条例第54号）第3条の規定において定めた率により計算した額とする。この場合において、使用料等の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる使用料等の額は、その納付のあった使用料等の額を控除した額とする。</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p>第20条～第25条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p>別表 （略）</p>

城里町商店街灯等撤去事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第6条関係）

改正後	現 行
<p>城里町商店街灯等撤去事業分担金徴収条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年6月26日 条例第18号</p> <p>第1条～第3条（略） （分担金の賦課及び徴収）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか，分担金の徴収については，城里町税外諸収入の滞納金及び延滞金徴収条例（平成17年城里町条例第54号）の例による。</p> <p>第5条・第6条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（略）</p>	<p>城里町商店街灯等撤去事業分担金徴収条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年6月26日 条例第18号</p> <p>第1条～第3条（略） （分担金の賦課及び徴収）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか，分担金の徴収については，城里町税外諸収入の滞納金，<u>督促手数料</u>及び延滞金徴収条例（平成17年城里町条例第54号）の例による。</p> <p>第5条・第6条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（略）</p>

城里町営住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第7条関係）

改正後	現 行
城里町営住宅管理条例 平成17年2月1日 条例第144号	城里町営住宅管理条例 平成17年2月1日 条例第144号
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 町営住宅の管理（第3条—第41条）	第2章 町営住宅の管理（第3条—第41条）
第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第42条—第48条）	第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第42条—第48条）
第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第49条—第53条）	第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第49条—第53条）
第5章 駐車場の管理（第54条—第62条）	第5章 駐車場の管理（第54条—第62条）
第6章 補則（第63条—第67条）	第6章 補則（第63条—第67条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
第1条・第2条 （略）	第1条・第2条 （略）
第2章 町営住宅の管理	第2章 町営住宅の管理
第3条～第41条 （略）	第3条～第41条 （略）
第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用	第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用
第42条～第48条 （略）	第42条～第48条 （略）
第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）	第4章 法第45条第2項に基づく町営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）
第49条～第53条 （略）	第49条～第53条 （略）
第5章 駐車場の管理	第5章 駐車場の管理
第54条～第62条 （略）	第54条～第62条 （略）
第6章 補則	第6章 補則
第63条・第64条 （略）	第63条・第64条 （略）

第65条 削除

第66条・第67条 (略)

附 則

1・2 (略)

(督促手数料)

第65条 町長は、入居者が納期限までに家賃・使用料等を納めない場合においては、城里町税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年城里町条例第54号）により督促手数料を徴収する。

第66条・第67条 (略)

附 則

1・2 (略)

城里町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第8条関係）

改正後	現 行
<p>城里町特定公共賃貸住宅管理条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第146号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 特定公共賃貸住宅の管理（第3条—第31条）</p> <p>第3章 雑則（第32条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 （略）</p> <p> 第2章 特定公共賃貸住宅の管理</p> <p>第3条～第30条 （略）</p> <p><u>第31条 削除</u></p> <p> 第3章 雑則</p> <p> （委任）</p> <p>第32条 （略）</p> <p> 附 則</p> <p> （略）</p>	<p>城里町特定公共賃貸住宅管理条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第146号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 特定公共賃貸住宅の管理（第3条—第31条）</p> <p>第3章 雑則（第32条）</p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 （略）</p> <p> 第2章 特定公共賃貸住宅の管理</p> <p>第3条～第30条 （略）</p> <p> <u>（督促手数料）</u></p> <p><u>第31条 町長は、入居者が納期限までに家賃・使用料等を納めない場合においては、城里町税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年城里町条例第54号）により督促手数料を徴収する。</u></p> <p> 第3章 雑則</p> <p> （委任）</p> <p>第32条 （略）</p> <p> 附 則</p> <p> （略）</p>

城里町営徳蔵住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第9条関係）

改正後	現 行
<p>城里町営徳蔵住宅管理条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第157号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 町営住宅の管理（第3条—第31条）</p> <p>第3章 雑則（第32条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 （略）</p> <p>第2章 町営住宅の管理</p> <p>第3条～第30条 （略）</p> <p><u>第31条 削除</u></p> <p>第3章 雑則</p> <p>（委任）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p>	<p>城里町営徳蔵住宅管理条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第157号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 町営住宅の管理（第3条—第31条）</p> <p>第3章 雑則（第32条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条・第2条 （略）</p> <p>第2章 町営住宅の管理</p> <p>第3条～第30条 （略）</p> <p><u>（督促手数料）</u></p> <p><u>第31条 町長は入居者が納期限までに家賃・使用料等を納めない場合においては、城里町税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年城里町条例第54号）により督促手数料を徴収する。</u></p> <p>第3章 雑則</p> <p>（委任）</p> <p>第32条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（略）</p>

城里町公共下水道条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第10条関係）

改 正 後	現 行
城里町公共下水道条例 平成17年2月1日 条例第135号	城里町公共下水道条例 平成17年2月1日 条例第135号
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 排水設備の設置等（第4条—第9条）	第2章 排水設備の設置等（第4条—第9条）
第3章 公共下水道の使用（第10条—第20条）	第3章 公共下水道の使用（第10条—第20条）
第4章 使用料及び手数料（第21条—第27条）	第4章 使用料及び手数料（第21条—第27条）
第5章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第28条—第33条）	第5章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第28条—第33条）
第6章 雑則（第34条—第39条）	第6章 雑則（第34条—第39条）
第7章 罰則（第40条—第42条）	第7章 罰則（第40条—第42条）
附則	附則
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 （略）	第1条～第3条 （略）
第2章 排水設備の設置等	第2章 排水設備の設置等
第4条～第9条 （略）	第4条～第9条 （略）
第3章 公共下水道の使用	第3章 公共下水道の使用
第10条～第20条 （略）	第10条～第20条 （略）
第4章 使用料及び手数料	第4章 使用料及び手数料
第21条～第26条 （略）	第21条～第26条 （略）
	（使用料等の督促手数料）
第27条 削除	第27条 <u>町長は、この条例の規定により徴収する使用料等その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、城里町税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年城里町条例第54号）により督促手数料を徴収する。</u>

第5章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等
第28条～第33条 (略)
第6章 雑則
第34条～第39条 (略)
第7章 罰則
第40条～第42条 (略)
附 則
1～3 (略)
別表 (略)

第5章 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等
第28条～第33条 (略)
第6章 雑則
第34条～第39条 (略)
第7章 罰則
第40条～第42条 (略)
附 則
1～3 (略)
別表 (略)

城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第11条関係）

改正後	現 行
<p>城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例 平成17年2月1日 条例第136号</p> <p>第1条～第11条 （略）</p> <p><u>第12条 削除</u></p> <p>（委任）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>別表 （略）</p>	<p>城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例 平成17年2月1日 条例第136号</p> <p>第1条～第11条 （略）</p> <p><u>（督促手数料）</u></p> <p><u>第12条 町長は、受益者が納期限までに負担金を完納しない場合においては、城里町税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年城里町条例第54号）により督促手数料を徴収する。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>別表 （略）</p>

城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第12条関係）

改正後	現 行
<p>城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例 平成17年2月1日 条例第138号</p>	<p>城里町農業集落排水処理施設の管理に関する条例 平成17年2月1日 条例第138号</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 排水設備（第6条—第13条）</p> <p>第3章 排水施設の使用（第14条—第17条）</p> <p>第4章 排水施設の管理（第18条—第20条）</p> <p>第5章 使用料及び手数料（第21条—第27条）</p> <p>第6章 雑則（第28条—第30条）</p> <p>第7章 罰則（第31条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 （略）</p> <p>第2章 排水設備</p> <p>第6条～第13条 （略）</p> <p>第3章 排水施設の使用</p> <p>第14条～第17条 （略）</p> <p>第4章 排水施設の管理</p> <p>第18条～第20条 （略）</p> <p>第5章 使用料及び手数料</p> <p>第21条～第24条 （略）</p> <p>第25条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 排水設備（第6条—第13条）</p> <p>第3章 排水施設の使用（第14条—第17条）</p> <p>第4章 排水施設の管理（第18条—第20条）</p> <p>第5章 使用料及び手数料（第21条—第27条）</p> <p>第6章 雑則（第28条—第30条）</p> <p>第7章 罰則（第31条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 （略）</p> <p>第2章 排水設備</p> <p>第6条～第13条 （略）</p> <p>第3章 排水施設の使用</p> <p>第14条～第17条 （略）</p> <p>第4章 排水施設の管理</p> <p>第18条～第20条 （略）</p> <p>第5章 使用料及び手数料</p> <p>第21条～第24条 （略）</p> <p><u>（使用料等の督促手数料）</u></p> <p>第25条 <u>町長は、この条例の規定により徴収する使用料等その他の収入を納期限までに納付しない者があるときは、城里町税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年城里町条例第54号）に</u></p>

第26条・第27条 (略)

第6章 雑則

第28条～第30条 (略)

第7章 罰則

(罰則)

第31条 (略)

附 則

1～3 (略)

別表第1～別表第3 (略)

より督促手数料を徴収する。

第26条・第27条 (略)

第6章 雑則

第28条～第30条 (略)

第7章 罰則

(罰則)

第31条 (略)

附 則

1～3 (略)

別表第1～別表第3 (略)

城里町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第13条関係）

改正後	現 行
<p>城里町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例 平成17年2月1日 条例第139号</p> <p>第1条～第5条 （略）</p> <p><u>第6条 削除</u></p> <p>第7条・第8条 （略） 附 則 1・2 （略）</p>	<p>城里町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例 平成17年2月1日 条例第139号</p> <p>第1条～第5条 （略） <u>（分担金の督促手数料）</u></p> <p><u>第6条 町長は、この条例の規定により徴収する分担金を納期限までに納付しない者があるときは、城里町税外諸収入の滞納金、督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年城里町条例第54号）により督促手数料を徴収する。</u></p> <p>第7条・第8条 （略） 附 則 1・2 （略）</p>

議案第70号

城里町営土地改良事業の施行について

令和7年度から、別紙のとおり土地改良事業を施行したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

1 事業名 基幹水利施設管理事業

2 地区名 那珂川沿岸地区

3 事業概要 国営那珂川沿岸農業水利事業で造成した基幹水利施設の管理

4 対象施設

(1) 頭首工

名称	小場江頭首工			位置	東茨城郡城里町大字御前山字上川原 (右岸) 常陸大宮市三美字八幡 (左岸)		
	型式	堤高(m)	堤長(m)		取水位 (m)	取水量 (m ³ /s)	付帯施設
固定部			可動部	計			
フローティング タイプ半可動堰	2.6	186.0	122.1	308.1	TP. 20.1 取水門 B2. 8m×H1. 5m×3門 B1. 5m×H1. 0m×1門	5.13	魚道工 2箇所 護床工 45m
			洪水吐 B34. 0m×H2. 6m×1門 B34. 0m×H2. 1m×1門 土砂吐 B20. 0m×H2. 6m×1門				

(2) 揚水機場

項目 名称	位置	揚水量 (m ³ /s)	揚程		揚水機			原動機		
			全揚程 (m)	実揚程 (m)	形式	口径 (mm)	台数 (台)	形式	動力 (kw)	台数 (台)
那珂川揚水機場	水戸市飯富町中割	1.95	109.3	103.2	横軸渦巻型	φ700	2	電動機	1,162	2
						φ350	1	電動機	365	1
下江戸揚水機場	那珂市下江戸字大池	2.3	51	48	横軸渦巻型	φ800	2	電動機	746	2
						φ150	2	電動機	30	2
渡里揚水機場	水戸市渡里町神田	3.71	45	43	横軸渦巻型	φ800	2	電動機	682	2
						φ300	1	電動機	116	1
						φ700	1	電動機	462	1
						φ200	1	電動機	50	1
大杉山揚水機場	水戸市三の丸三丁目	2.53	11.3	9.2	横軸渦巻型	φ800	2	電動機	213	2

議案第71号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 令和5年7月13日 午後10時頃
- 2 事故発生場所 城里町大字下青山地内 町道2020号線
- 3 相手方 水戸市在住
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 70% 相手方 30%
(2) 損害賠償金額 金 250,000円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方が自家用車で町道2020号線を走行していたところ、降雨による冠水箇所で大水没し、エンジンを故障した物損事故。上記日時において、1時間に52ミリメートルの急激な大雨により視界不良であったとともに、道路排水施設の処理能力を超え道路冠水が発生した状況であった。

令和5年12月 5日 提出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日

議案第72号

損害賠償額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 事故発生日時 令和5年7月28日 午前8時30分頃
- 2 事故発生場所 城里町大字塩子地内 町道14号
- 3 相手方 所在地 東京都杉並区上井草2丁目41-15
名 称 公喜工業株式会社 代表取締役 赤堀 公一
- 4 和解条項 (1) 過失割合 町 100% 相手方 0%
(2) 損害賠償金額 金 499,741円
(3) 示談成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求を行わない。
- 5 事故の原因 相手方社員が会社所有車で町道14号線を走行していたところ、町道の横断側溝にあるグレーチング上を走行した際、当該グレーチングが跳ね上がり、車両下部に接触し、トランスミッション等を損傷させた物損事故。

令和5年12月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和5年 月 日